

だい じ か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い  
第3次春日井市多文化共生プラン

ねん ど  
(2024-2028年度)



かすがいし  
春日井市

ねん れい わ ねん がつ  
2024年(令和6年)3月

# もくじ 目次

## だい しょう 第1章

### プランをつくるにあたって

- 1 プランのもとにある<sup>かんが</sup> 考え 1
- 2 プランの<sup>いち</sup>位置づけ 2
- 3 プランの<sup>きかん</sup>期間 2

## だい しょう 第2章

### かすがいし いま お 春日井市の今とこれからに向けて

- 1 <sup>かすがいし いま</sup>春日井市の今 3
- 2 <sup>む</sup>これからに向けて 7

## だい しょう 第3章

### きほんてき <sup>かんが</sup> <sup>かた</sup> 基本的な考え方

- 1 <sup>すがた</sup>めざす姿 11
- 2 <sup>きほんもくひょう</sup>基本目標 12
- 3 <sup>とりくみ</sup> <sup>たいけい</sup>取組の体系 14
- 4 <sup>じゅうてんてき</sup> <sup>おこな</sup> <sup>じぎょうおよ</sup> <sup>もくひょうち</sup>重点的に行う事業及び目標値 15



だい しょう  
第4章

とりくみじぎょう  
取組事業

- |   |       |              |    |
|---|-------|--------------|----|
| 1 | 基本目標Ⅰ | コミュニケーションの支援 | 20 |
| 2 | 基本目標Ⅱ | 安心して暮らすための支援 | 24 |
| 3 | 基本目標Ⅲ | 多文化共生の地域づくり  | 32 |

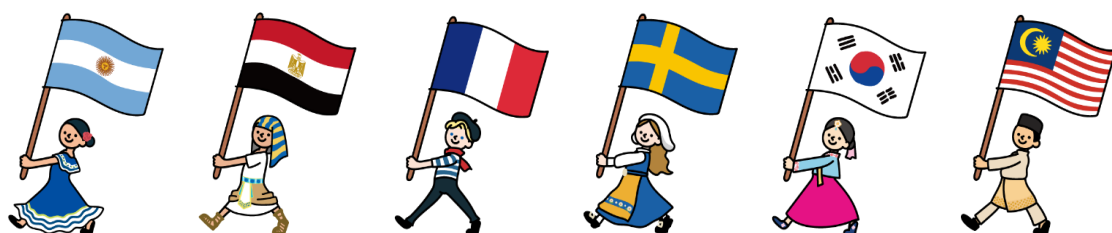
だい しょう  
第5章

すいしん  
プランの推進

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | プランの推進体制 | 42 |
| 2 | プランの進行管理 | 42 |

しりょうへん  
資料編

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 策定経過             | 44 |
| 2 | 春日井市多文化共生審議会委員名簿 | 45 |
| 3 | 春日井市多文化共生審議会規則   | 46 |
| 4 | 用語解説（五十音順）       | 48 |



# だい しょう つく 第1章 プランを作るにあたって

## かんが 1 プランのもとにある 考え

かすがいし たぶんかきょうせい すす けいかく ねん へいせい ねん  
春日井市では、多文化共生のまちづくりを進める計画として、2008年（平成20年）  
がつ かすがいしたぶんかきょうせい いか だい じ つく たが  
3月に『春日井市多文化共生プラン（以下、「第1次プラン」という。）』を作り、「互  
ぶんか みと あ とも く もくひょう しえん  
いの文化を認め合い 共に暮らすまちづくり」を目標に、「コミュニケーション支援」、  
せいかつしえん たぶんかきょうせい ちいき きほんほうしん たぶんかきょうせい  
「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを基本方針として、多文化共生のまち  
づくりに進めてきました。

ねん へいせい ねん がつ しゃかいじょうせい ほうりつ かいせい がいこくじんしん と ま  
2019年（平成31年）3月には、社会情勢や法律の改正など、外国人市民を取り巻  
かんきょう へんか かんが だい じ みなお おこな あら とりくみ と い だい  
く環境の変化を考えて、第1次プランの見直しを行い、新たな取組を取り入れた『第2  
じ かすがいしたぶんかきょうせい いか だい じ つく  
次春日井市多文化共生プラン（以下、「第2次プラン」という。）』を作りました。

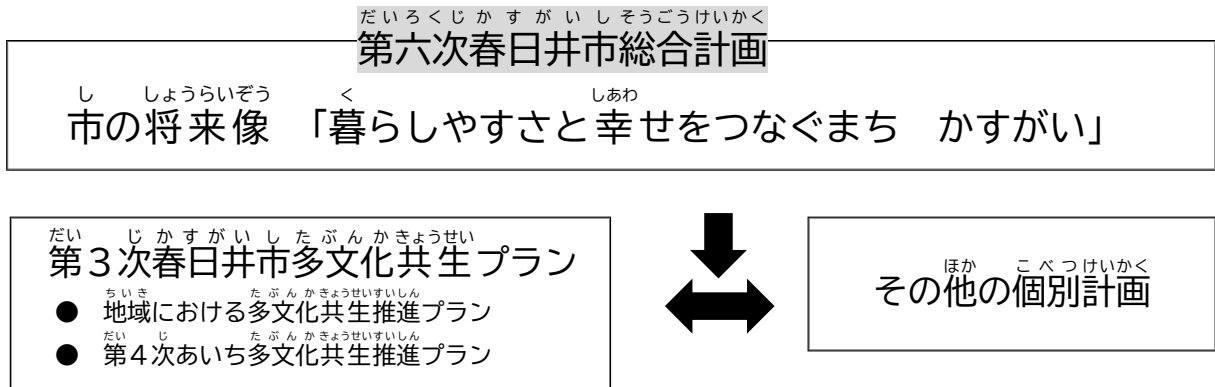
だい じ つく あと ねん れいわがんねん がつごろ かくにん しんがた  
第2次プランを作った後の2019年（令和元年）12月頃に確認された新型コロナウ  
かんせんしょう せかいてきりゅうこう がいこくじん おお えいきょう あた  
イルズ感染症の世界的流行は、外国人に大きな影響を与えました。  
かすがいし ぎのうじっしゅうせい はじ がいこくじんじゅうみん かず すく  
春日井市においても、技能実習生を始めとした外国人住民の数は少なくなりました。  
ねん がいこくじんじゅうみんぜんたい かず おお ぶ  
しかし、ここ1年で、外国人住民全体の数は、大きく増えています。

ほうりつ めん しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう みなお ねん へいせい  
また、法律の面では、『出入国管理及び難民認定法』が見直され、2019年（平成  
ねん がつ あら いったい せんもんせい ぎのう がいこくじん はばひろ ぶんや そくせんりよく  
31年）4月から、新たに一定の専門性、技能がある外国人を、幅広い分野で即戦力とし  
う い ざいりゅうしかく とくていぎのう つく  
て受け入れることができる在留資格「特定技能」が作られました。

たぶんかきょうせい と ま かんきょう へんか ねんど れいわ ねんど  
このように、多文化共生を取り巻く環境は変化しており、2023年度（令和5年度）  
だい じ けいかく きかん しゅうりょう いま かすがいし げんじょう かくにん  
に第2次プランの計画の期間が終了するため、今の春日井市の現状を確認するとともに、  
たぶんかきょうせい とりくみ そうごうてき すす だい じ かすがいしたぶんかきょうせい  
多文化共生の取組を総合的に進めていくために、『第3次春日井市多文化共生プラン』  
をつく  
を作ることにしました。

## 2 プランの位置づけ

2018年（平成30年）2月に作られ、2023年（令和5年）3月に見直しをした『第六次春日井市総合計画』の共生に関する目標を実現するための実行計画として位置付けるとともに、2020年（令和2年）9月に総務省が見直しをした『地域における多文化共生推進プラン』、2022年（令和4年）12月に愛知県が作った『第4次あいち多文化共生推進プラン』の内容を踏まえて作るものです。



## 3 プランの期間

このプランの期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

なお、計画期間が2023年度（令和5年度）までの第2次春日井市多文化共生プランを、令和6年度からこの計画が引継ぎます。

平成20年度 (2008)	～	令和元年度 (2019)	～	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
かすがいし 春日井市 たぶんかきょうせい 多文化共生 プラン(第1次)								
		だいじかすがいし 第2次春日井市 たぶんかきょうせい 多文化共生プラン						
				だいじかすがいしたぶんかきょうせい 第3次春日井市多文化共生プラン				

だい しょう かすがいし いま む  
第2章 春日井市の今とこれからに向けて

かすがいし いま  
I 春日井市の今

がいこくじんじゅうみん すい い  
(1) 外国人住民の推移

かすがいし がいこくじんじゅうみん じんこう  
春日井市の外国人住民の人口は、  
2023年（令和5年）4月現在、  
8,339人です。

かすがいし そうじんこう じんこう  
春日井市の総人口 308,038人  
の約2.7%です。

がいこくじんじゅうみんじんこう そうじんこうおよ がいこくじんひりつ  
外国人住民人口、総人口及び外国人比率

	がいこくじんじゅうみんじんこう 外国人住民人口	そう じん こう 総人口	がいこくじんひりつ 外国人比率
2018年	7,080人	311,293人	2.3%
2023年	8,339人	308,038人	2.7%

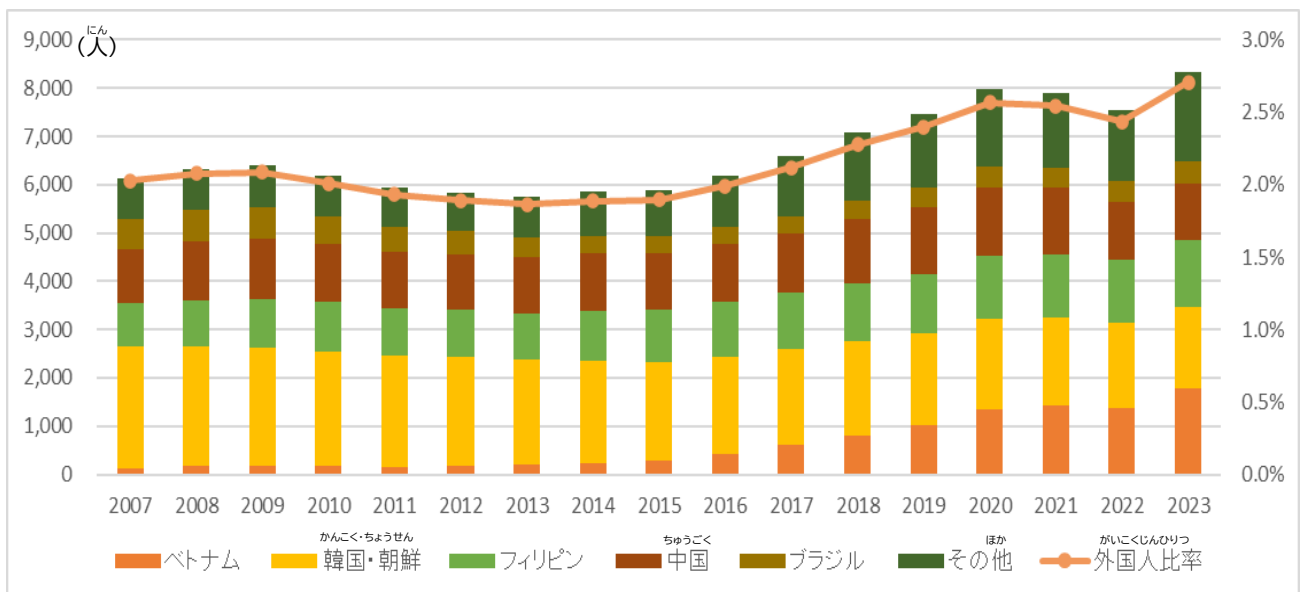
じゅうみんきほんだいちょう かくねん がつついたちげんざい  
住民基本台帳 ※各年4月1日現在

2018年（平成30年）からの5年間の人口の変化を見ると、2019年（平成31年）12月頃に確認された新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に減りました。

しかし、2022年（令和4年）後半から、再び増えています。

この5年間で、外国人住民の人口は、約18%増えました。

がいこくじんじゅうみんじんこう がいこくじんひりつ へんか  
外国人住民人口と外国人比率の変化



じゅうみんきほんだいちょう かくねん がつついたちげんざい  
住民基本台帳 ※各年4月1日現在

## (2) 国籍別外国人住民人口

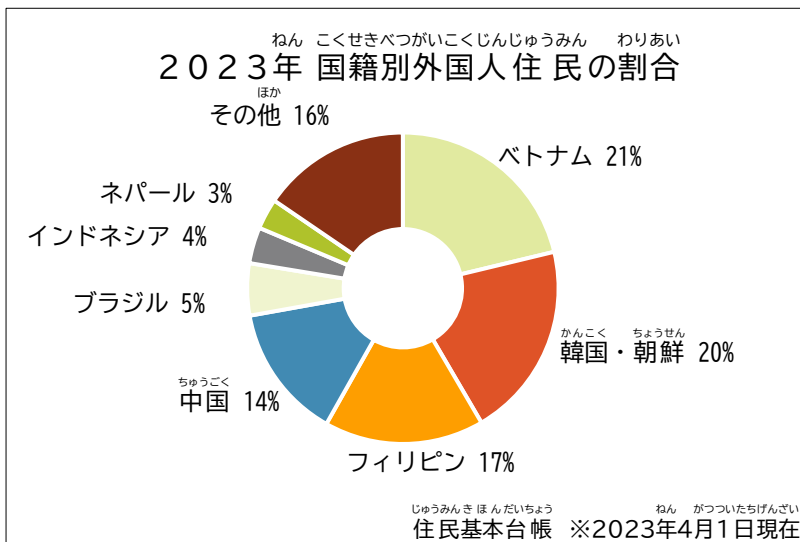
2023年（令和5年）4月現在、春日井市の国籍

別外国人住民人口は、ベトナムが最も多いです。

次に、韓国・朝鮮、フィリピン、中国、ブラジル

の順で、多くなっています。

この5か国で、外国人総人口の約78%を占めています。



また、2018年（平成30年）4月現在と比べると、韓国・朝鮮と中国は減っています。

フィリピン、ブラジルは増え、ベトナムについては、大幅に増えています。

インドネシア、ネパールも、少しずつ増えています。

外国人住民の国籍を見ると、2018年（平成30年）4月現在は、61か国の登録がありました。

2023年（令和5年）4月現在の登録は、71か国です。

外国人住民の多国籍化が進んでいます。

## 2023年 国籍別外国人人口

国名	人口（人）
ベトナム	1,771
韓国・朝鮮	1,696
フィリピン	1,384
中国	1,168
ブラジル	451
インドネシア	313
ネパール	266
パキスタン	180
ミャンマー	138
タイ	133
スリランカ	125
トルコ	102
アメリカ	89
バングラデシュ	81
ペルー	80
その他	362

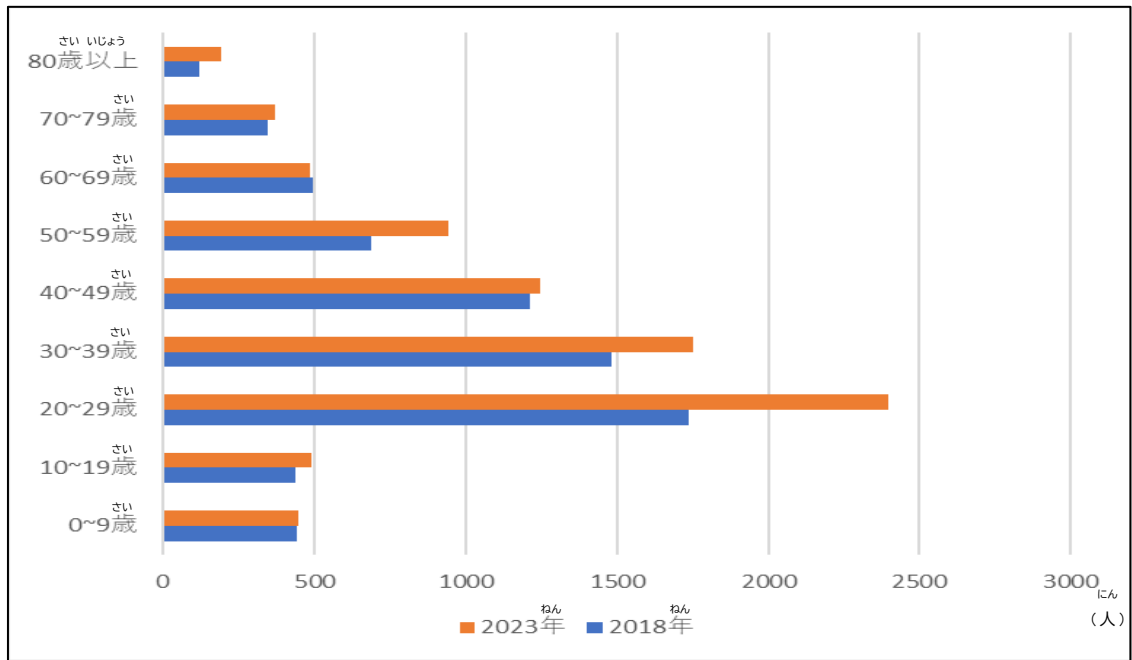
住民基本台帳 ※2023年4月1日現在

## 国籍別外国人人口（上位5か国）

順位	2018年		2023年	
	国籍	人口	国籍	人口
1	韓国・朝鮮	1,946人	ベトナム	1,771人
2	中国	1,337人	韓国・朝鮮	1,696人
3	フィリピン	1,201人	フィリピン	1,384人
4	ベトナム	801人	中国	1,168人
5	ブラジル	386人	ブラジル	451人

住民基本台帳 ※2023年4月1日現在

ねんれいべつがいこくじんじゅうみんじんこう  
(3) 年齢別外国人住民人口

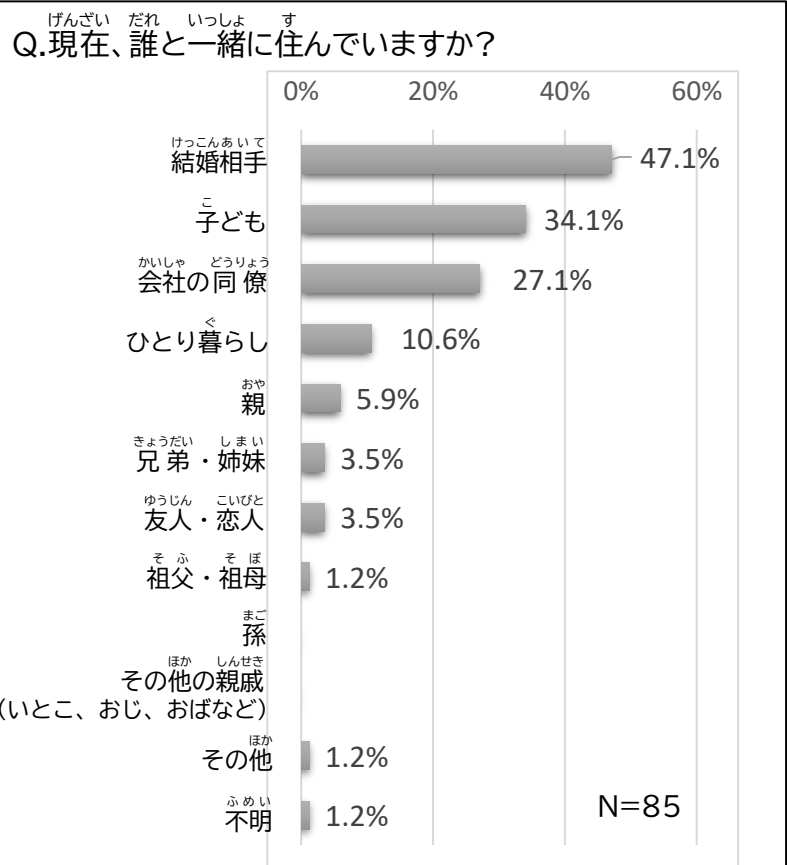


じゅうみんきほんだいちょう 住民基本台帳 ※2018年は1月1日現在、2023年は4月1日現在

2018年 (平成30年) 4月現在と2023年 (令和5年) 4月現在の外国人住民の年齢別の人口を見ると、60歳~69歳以外は、すべての年齢層で増えています。

なかでも20歳~39歳の働き手となる若い人が増えています。

また、家族で住んでいる外国人住民が多いことから、これから子どもの数も、増えていくことが考えられます。



あいちけんがいこくじんけんみん 愛知県外国人県民アンケート調査報告書【春日井市】(2022年2月)



(4) 在留資格別人口

在留資格別で見ると、2019年（平成31年）4月に、『出入国管理及び難民認定法』が見直され、在留資格「特定技能」が新しく作られ、増えています。

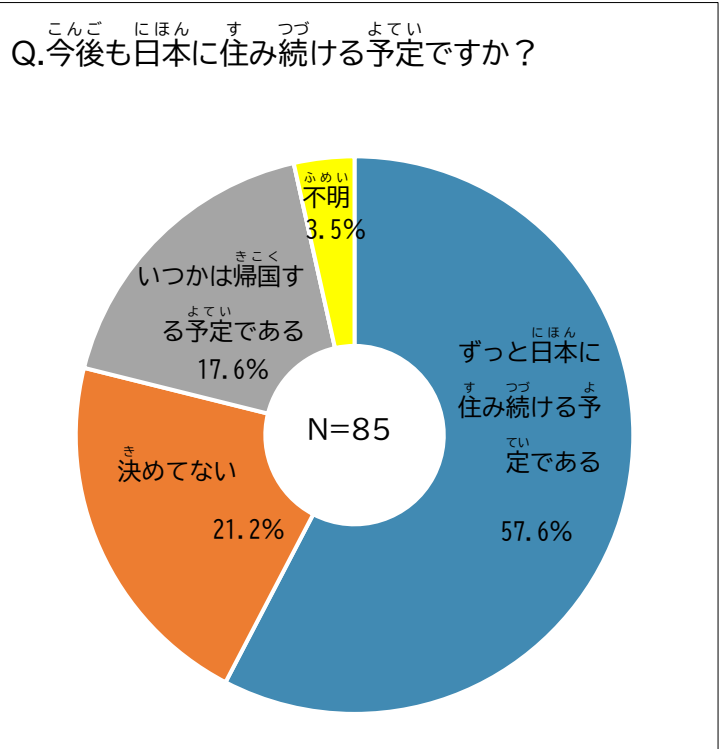
2023年（令和5年）4月現在、外国人住民の約6%になっています。

また、「特別永住者」、「永住者」、「定住者」などの中・長期的に日本で暮らしている人が、約58%となっています。

愛知県外国人県民アンケートにおいても、半数以上が、ずっと日本に住み続けることを予定しています。

在留資格	2018年	2023年
特別永住者	1800人	1,539人
永住者	1907人	2,212人
定住者	449人	508人
日本人の配偶者等	424人	416人
永住者の配偶者等	117人	154人
技能実習	1089人	1,302人
技術・人文知識・国際業務	307人	630人
特定技能1号		521人
家族滞在	342人	463人
その他	645人	594人

住民基本台帳 ※各年4月1日現在



愛知県外国人県民アンケート調査報告書【春日井市】（2022年2月）

## 2 これからに向けて

### (1) 国の動き

2019年（令和元年）6月に、外国人の日本語教育の充実・機会の拡充を促すために、『日本語教育の推進に関する法律』が作られました。

その法律の基本的な考え方として、

- ① 外国人などに対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ② 日本語教育の水準の維持向上
- ③ 関連施策などとの有機的な連携
- ④ 日本語教育が地域の活力向上に寄与するものであるとの認識
- ⑤ 幼児期及び学齢期にある外国人などの家庭における教育などにおいて使用される言語の重要性

などが示されました。

この法律では、春日井市などの地方自治体の役割として、地域に合わせた日本語教育の推進に関する取組を行うこととされています。

また、2020年（令和2年）9月に、外国人住民の増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性ある社会実現の動き、デジタル化の進展などの社会経済情勢の変化を踏まえて、2006年（平成18年）3月に作った『地域における多文化共生推進プラン』を見直しました。

この見直し後のプランでは、次の4つを、地域において多文化共生の取組を進める意義として示しています。

- ① 多様性と包摂性のある社会の実現による新たな日常の構築
- ② 外国人住民による地域の活性化・グローバル化への貢献
- ③ 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- ④ 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

## (2) 愛知県の動き

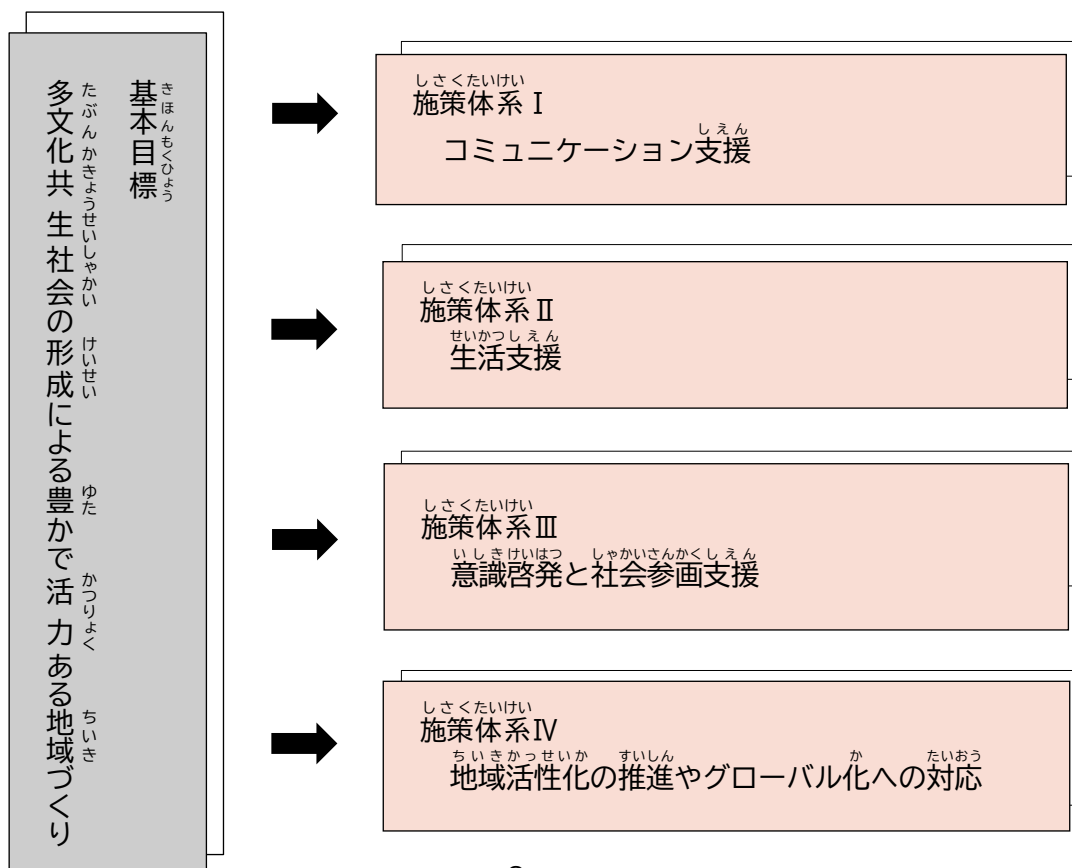
2022年（令和4年）12月に、『第4次あいち多文化共生推進プラン』が作られました。

この『第4次あいち多文化共生推進プラン』では、第3次プランから引き続き、多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりが、基本目標として、決められました。

そして、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として個人の能力を十分に発揮して、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりを、目指しています。

また、次の4つを、施策体系の柱としています。

- ① コミュニケーション支援
- ② 生活支援
- ③ 意識啓発と社会参画支援
- ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応



### (3) 春日井市の課題

かすがいし がいこくじんじゅうみん かず ねんだい ふ  
春日井市における外国人住民の数は、ほぼすべての年代で増えています。

たこくせきか すす こんご けいこう つづ みこ  
また、多国籍化も進んでおり、今後も、この傾向が続くことが見込まれます。

さら ぎょうせいじょうほう せいかつじょうほう たげんごか もと  
そのようななか、更なる行政情報や生活情報などを、多言語化することが求められて  
います。

げんじつてき げんご たいおう むずか おお がいこくじんしみん  
しかし、現実的には、すべての言語に対応することは難しく、多くの外国人市民に、  
じょうほう ただ すばや つた でき  
情報を正しく、素早く伝えることが出来なくなっています。

たげんごか にほんご かつよう ぎょうせいじょうほう ていきょう おこな  
そのため、多言語化・やさしい日本語の活用により、行政情報などの提供を行うの  
はもちろんのこと、ICTを積極的に活用して、ホームページやSNSで、じょうほうはっしん  
するなど、じょうほう つた ほうほう みなお おこな じょうほうていきょう じゅうじつ はか  
情報を伝える方法についても、見直しを行い、情報提供の充実を図るこ  
とが必要で  
ひつよう  
す。

あいちけんがいこくじんけんみん ちょうさ にん ひとりいじょう がいこくじんしみん にほんご  
愛知県外国人県民アンケート調査から、4人に1人以上の外国人市民が、「日本語のコ  
ミュニケーションに関すること」「老後の生活に関すること」「日本人の外国人に対する  
へんけん さべつ かん ふあん かん こま あき  
偏見、差別に関すること」に、不安を感じたり困ったりしていることが、明らかになっ  
て  
います。

にほんご がいこくじんしみん にほんじんしみん ちいき あんしん  
日本語でのコミュニケーションは、外国人市民が日本人市民とともに、地域で安心して  
く じゅうよう  
暮らしていくために、とても重要です。

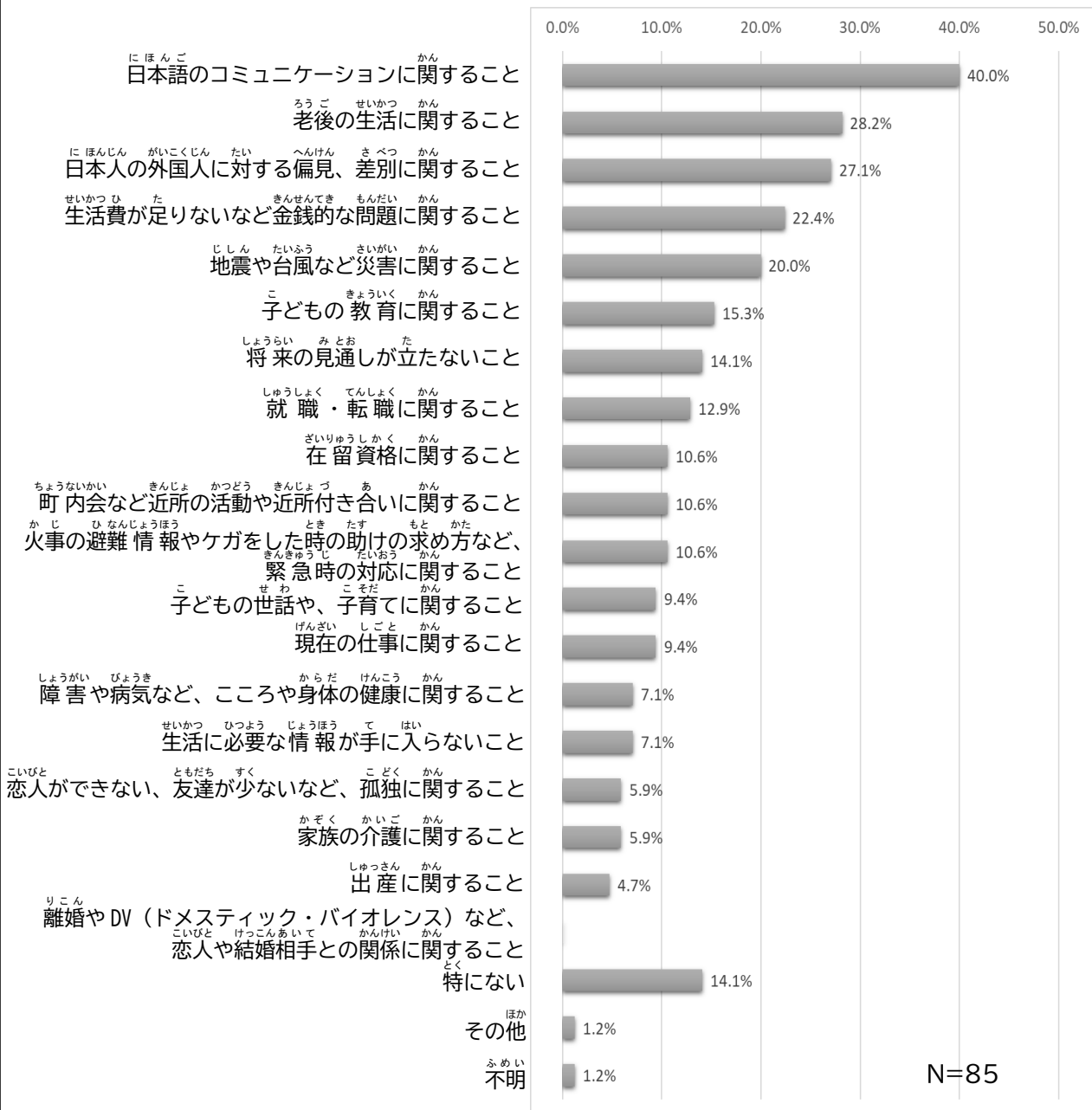
がいこくじんしみん せいかつ ひつよう にほんご み つ にほんご がくしゅう かんきょう ととの  
外国人市民が、生活に必要な日本語を身に付けるため、日本語を学習する環境を整  
えて、じゅうじつ ひつよう  
充実させていく必要があります。

がいこくじんしみん にほんご りかい ふじゅうぶん せいど ぎょうせい  
また、外国人市民は、日本語の理解が不十分で制度がわからないことなどから、行政  
つな へん あんしん く ひつよう きほんてき せいかつかんきょう  
サービスに繋がりにくく、日本で安心して暮らしていくために必要な基本的な生活環  
境  
が、ととの じょうきょう かんが  
整っていない状況が考えられます。

ふくし いりょう ほけん こそだ せいど ひろ しゅうち ひつよう ぎょうせい  
そのため、福祉、医療、保健、子育てなどの制度について、広く周知し、必要な行政  
つな しえん ひつよう  
サービスに繋がるように、支援する必要があります。

また、日本人市民と外国人市民が、お互いに尊重し合い、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生の地域づくりにおいては、日本人市民の多文化共生意識の啓発を図っていく必要があります。

Q.あなたが、現在不安に感じていること、困っていることはありますか？



だい しょう きほんてき かんが かた  
第3章 基本的な考え方

1 めざす<sup>すがた</sup>姿

こくせき みんなぞく ちが  
国籍や民族などの違いにかかわらず、  
たが みと あ  
お互いを認め合い、  
だれ しあわ く かすがい  
誰もが幸せに暮らすまち春日井

このプランは、『暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい』を将来像とする「第六次  
かすがいしそごうけいかく きょうせい かん もくひょう じつげん  
春日井市総合計画」の共生に関する目標を、実現するためのものです。

だいろくじかすがいしそごうけいかく きょうせい かん もくひょう  
「第六次春日井市総合計画」の共生に関する目標

だれ おも ところ も たが そんちょう  
誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、  
せきにん わ あ こせい のうりよく  
責任を分かち合い、個性と能力を  
じゅうぶん はつき  
十分に発揮することができるまちづくり

くに つく ちいき たぶんかきょうせいすいしん あいちけん つく だい じ  
国が作った「地域における多文化共生推進プラン」や愛知県が作った「第4次あいち  
たぶんかきょうせいすいしん ないよう ふ たぶんかきょうせいしゃかい じつげん とりくみ すす  
多文化共生推進プラン」の内容を踏まえ、多文化共生社会の実現のための取組を、進め  
ていきます。

## 2 きほんもくひょう 基本目標

### (1) きほんもくひょう しえん 基本目標Ⅰ コミュニケーションの支援

さまざま こくせき がいこくじんしみん ただ すばや ぎょうせいじょうほう ていきょうで き じょうほう  
様々な国籍の外国人市民に、正しく、素早く行政情報などを提供出来るように、情報  
たげんごか にほんご かつよう すす  
の多言語化・やさしい日本語の活用などを進めます。

さら じょうほう て い で き せっきょくてき かつよう  
更に、いつでも情報を手に入れることが出来るように、ICTを積極的に活用します。  
そして、ホームページやSNSで情報発信をするなど、情報を伝えるための方法を整備  
します。

がいこくじんしみん ちいき あんしん く にちじょうせいかつ ひつよう にほん  
また、外国人市民が、地域で安心して暮らしていけるように、日常生活に必要な日本  
ご にほんぶんか まな にほんごきょうしつ かいさい にほんごかくしゅう きかい じゅうじつ  
語や日本文化などを学ぶ日本語教室を開催し、日本語学習の機会を充実させます。

ほか にほんご りかいりょく ぶんか ちが う さまざま もんだい たいおう  
その他、日本語の理解力や文化の違いから生まれる様々な問題について対応するため  
がいこくじんそうだん つうやく ほけん しえん おこな  
に、外国人相談や通訳ボランティアを派遣するなどの支援を行います。

### (2) きほんもくひょう あんしん く しえん 基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援

がいこくじんしみん ていじゅうか けいこう ともな がいこくじんしみん ちいき あんしん く で き  
外国人市民の定住化の傾向に伴い、外国人市民が地域で安心して暮らすことが出来るよ  
ふくし いりょう ほけん こそだ きょういく ぼうさい さまざま せいど ひろ しゅうち  
うに、福祉・医療・保健・子育て・教育・防災などの様々な制度を、広く周知します。

ひつよう ぎょうせい つな で き しえんたいせい ととの  
また、必要な行政サービスに繋がることが出来るよう、支援体制を整えます。

きほんもくひょう たぶんかきょうせい ちいき  
(3) 基本目標Ⅲ 多文化共生の地域づくり

にほんじんしみん がいこくじんしみん たが そんなちよう あ ちいきしゃかい いちいん とも い  
日本人市民と外国人市民がお互いに尊重し合い、地域社会の一員として共に生きていく  
たぶんかきょうせいしゃかい じつげん たぶんかきょうせい いしきけいはつ こくさいりかい そくしん はか しみん  
多文化共生社会の実現のため、多文化共生の意識啓発や国際理解の促進を図り、市民が、  
たぶんかきょうせい りかい ふか しえん  
多文化共生の理解を深めるように、支援します。

がいこくじんしみん ちいきしゃかい かつやく しえん にほんじんしみん がいこくじんしみん  
また、外国人市民の地域社会での活躍を支援することで、日本人市民と外国人市民が、  
たが りかい そんなちよう あ ちいき めざ  
互いに理解し、尊重し合う地域づくりを目指します。



### 3 取組の体系

めざす姿の実現に向けて、3つの基本目標と、9つの基本的な取組を決めています。

※重点的に行う事業がある場合は()内に、取組事業番号を記載しています。

めざす姿	基本目標	基本的な取組
<p>誰もが幸せに暮らすまち春日井</p> <p>国籍や民族などの違いにかかわらず、お互いを認め合い、</p>	<p>基本目標 I</p> <p>コミュニケーションの支援</p>	<p>① 多言語・やさしい日本語での情報提供 (2・5)</p> <p>② 日本語教育の推進 (8・9)</p>
	<p>基本目標 II</p> <p>安心して暮らすための支援</p>	<p>③ 生活環境の整備 (18)</p> <p>④ 教育環境の整備 (27・29)</p> <p>⑤ 災害に備える体制づくり</p> <p>⑥ 適正な労働環境の整備</p>
	<p>基本目標 III</p> <p>多文化共生の地域づくり</p>	<p>⑦ 多文化共生の意識啓発 (43・45)</p> <p>⑧ 外国人市民の社会参画支援 (53)</p> <p>⑨ 地域活性化の推進やグローバル化への対応</p>

## 4 重点的に行う事業及び目標値

このプランは、次の5つの事業を重点的に行います。

そして、5年後の目標値を決めています。

じゅうてんてき おこな じぎょう 重点的に行う事業 1	
とりくみ じぎょう 取組事業	かつよう じょうほうはっしん SNSを活用した情報発信
とりくみ ないよう 取組内容	にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしみん ひつよう じょうほう 日本語の理解が十分でない外国人市民でも、必要な情報を、いつ でも、正しく、素早く手に入れることができるように、行政情報 や生活情報などを、SNSを活用して、発信します。
とりくみ たいけい 取組の体系に おける位置付け	① たげんご にほんご じょうほうていきょう 多言語・やさしい日本語での情報提供

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現状値 ねんどじっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目標値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
ぎょうせいじょうほう 行政情報などのSNSでの発信の数	6回	150回

### とりくみしょうかい 取組紹介

かつよう ぎょうせいじょうほう せい  
SNSを活用し、行政情報や生  
かつじょうほう  
活情報、イベントのお知らせなど  
を  
はっしん  
発信しています。

ねん れいわ ねん たぶん  
2023年(令和5年)は、多文  
かきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん  
化共生や異文化交流の体験イベン  
トの情報を、Facebookを  
かつよう はっしん  
活用して、発信しました。

#### 春日井市国際交流ネットワーク

6月12日

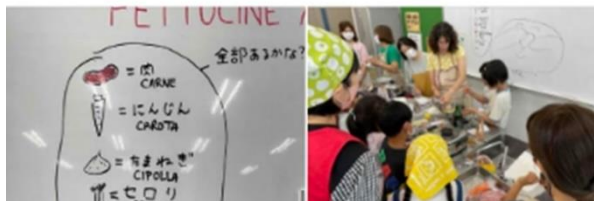
Buongiorno! (ポンジヨルノ)

皆さんこんにちは!

春日井市制80周年記念事業 わくわく!ふれあいワールド「親子でイ  
タリア料理」を6月11日に開催しました。

イタリアからの留学生キアラさんからのおばあちゃん直伝レシピでパ  
スタ作り、ポロネーゼソースとチャンペローネ(ドーナツ型の焼き菓  
子)を教えてくださいました。

参加して頂いたのは11組の親子26名ありました。... さらに表示



Facebookでの情報発信の様子



じゅうてんてき おこな じぎょう  
重点的に行う事業 2

とりくみじぎょう 取組事業	つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣
とりくみないよう 取組内容	がいこくじんしみん しないうきょうしせつ てつづ とき つうやく てつだ 外国人市民が市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳を手伝う つうやく はけん 通訳ボランティアを派遣します。 また、つうやく はけん がいこくじんしみん こうきょうしせつしよくいん また、通訳ボランティア派遣について、外国人市民や公共施設職員 しゅうち に周知します。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ち づ おける位置付け	① たげんご にほんご じょうほうていきょう せいかつかんきょう せいび 多言語・やさしい日本語での情報提供 ③ 生活環境の整備 ④ きょういくかんきょう せいび がいこくじんしみん しゃかいさんかくしえん 教育環境の整備 ⑧ 外国人市民の社会参画支援

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねんどじっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣	12 けん	20 けん

とりくみしょうかい  
取組紹介

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん  
日本語の理解が十分でない外国人  
しみん しないうきょうしせつ てつづ  
市民が、市内公共施設で手続きなど  
を するとき つうやく おこな  
をする時に、通訳を行うボランティア  
はけん まどぐち てつづ えんかつ  
を派遣し、窓口での手続きなどが円滑  
おこな しえん  
に行えるように、支援をしています。

ねん れいわ ねん がつげんざい つうやく  
2023年(令和5年)3月現在、通訳  
ボランティアとして、47名が、めい とうろく  
登録されています。



がっこう つうやく  
学校での通訳ボランティアの様子



じゅうてんてき おこな じぎょう  
重点的に行う事業 3

とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催
とりくみないよう 取組内容	がいこくじんしみん にちじょうせいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか まな ちいき 外国人市民が、日常生活に必要な日本語や日本の文化を学び、地域 あんしん く かくきかん きょうりよく にほんごきょう で安心して暮らしていただけるように、各機関と協力して、日本語教 しつ かいさい にほんごきょういく すいしん ほか 室を開催し、日本語教育の推進を図っていきます。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ち づ おける位置付け	② にほんごきょういく すいしん ⑦ たぶんかきょうせい いしきけいはつ 日本語教育の推進 ⑦ 多文化共生の意識啓発

もくひょうしひょう 目標指標	げんじょうち 現状値 ねんどじっせきち (2022年度実績値)	もくひょうち 目標値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
にほんごきょうしつ じゅこうしゃ かず 日本語教室の受講者の数	の (延べ)  1, 215人	の (延べ)  1, 900人

とりくみしょうかい  
取組紹介

2008年(平成20年)から、  
日本語の理解が十分でない外国人  
市民が、日本語や日本の文化などを  
学ぶことができる「日本語教室」  
を開催しています。

また、生活に必要な知識(ごみの  
出し方・交通安全・防犯・防災)を  
学ぶ機会を提供しています。



にほんごきょうしつ ようす  
日本語教室の様子



じゅうてんてき おこな じぎょう  
重点的に行う事業 4

とりくみじぎょう 取組事業	こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催
とりくみないよう 取組内容	にほんご りかい じゅうぶん ともだち 日本語の理解が十分でない、友達とのコミュニケーションがとれ ず孤立したり、授業が理解出来ず、学校生活に支障がでたりする可 能性があります。 そのため、外国にルーツを持つ子どもを対象に、日本語や日本の文 化などを学ぶことが出来る日本語教室を開催します。
とりくみ たいけい 取組の体系に おける位置付け	② にほんごきょういく すいしん ④ きょういくかんきょう せいび 日本語教育の推進 ④ 教育環境の整備

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねんとじっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
こ にほんごきょうしつ じゅこうしゃ かず 子どもの日本語教室の受講者の数	の (延べ) 75人	の (延べ) 150人

とりくみしょうかい  
取組紹介

ねん れいわがんねん に  
2019年(令和元年)から、日  
ほんご りかい じゅうぶん がいこく  
本語の理解が十分でない外国にルー  
ツを持つ子どもを対象に、子どもの  
にほんごきょうしつ かいさい  
日本語教室を開催しています。

ねん れいわ ねん  
2023年(令和5年)からは、  
しょうがくせい ちゅうがくせい さい  
小学生や中学生だけでなく、4歳  
いじょう こ にほんご にほん  
以上の子とも、日本語や日本の  
ぶんか がくしゅう で き  
文化を学習することが出来るように  
なりました。



こ にほんごきょうしつ ようす  
子どもの日本語教室の様子





じゅうてんてき おこな じぎょう  
重点的に行う事業 5

とりくみじぎょう 取組事業	たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん かいさい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催
とりくみないよう 取組内容	にほんじんしみん がいこくじんしみん たが そんなちやう あ ちいきしゃかい いちいん 日本人市民と外国人市民がお互いに尊重し合い、地域社会の一員と とも い たぶんかきょうせい ちいき すす がいこくじん して共に生きていく多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人 しみん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう 市民や国際交流団体が中心となって、多文化共生や異文化交流 たいけん でき かいさい の体験が出来るイベントを開催します。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ちづ おける位置付け	⑦ たぶんかきょうせい いしきけいはつ ⑧ がいこくじんしみん しゃかいさんかくしえん 多文化共生の意識啓発 外国人市民の社会参画支援

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現状値 ねんどじっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目標値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん さんかしゃ 多文化共生や異文化交流の体験イベントの参加者 かず の数	2,791人	4,000人

とりくみしょうかい  
取組紹介

ねん へいせい ねん がいこく  
2007年(平成19年)から、外国  
じんしみん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん  
人市民や国際交流団体が中心となっ  
て、たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん  
多文化共生や異文化交流の体験イ  
ベント「わくわく！ふれあいワールド」  
かいさい  
を開催しています。

がいこく あそび たいけん りゅうがくせい いっしょ  
外国の遊びの体験、留学生と一緒に  
がいこく りょうり つく りょうりきょうしつ かいさい  
外国の料理を作る料理教室の開催など  
がいこく ぶんか しょうかい  
外国の文化の紹介をしています。



「わくわく！ふれあいワールド」での  
えいご えほん よ き ようす  
英語の絵本の読み聞かせの様子



だい しょう とりくみじぎょう  
第4章 取組事業

きほんもくひょう  
基本目標 I

コミュニケーションの支援

きほんてき とりくみ ① 基本的な取組  
たげんご にほんご じょうほうていきょう  
多言語・やさしい日本語での情報提供

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしみん ただ すばや ぎょうせいじょうほう  
日本語の理解が十分でない外国人市民でも、正しく、素早く、行政情報や  
せいかつ やくだ じょうほう てい い でき じょうほう たげんご か  
生活に役立つ情報などを手に入れることができるように、情報の多言語化・や  
さいい にほんご かつよう じょうほうていきょう おこな  
やさしい日本語の活用により、情報提供を行います。

また、さまざま しんせいしよ し ぎょうせいぶんしよ たげんご か  
また、様々な申請書やお知らせなどの行政文書についても、多言語化・やさ  
しい にほんご かつよう つく  
しい日本語の活用により、作ります。

ほか かつよう せっきよくてき じょうほうはっしん  
その他、ICTを活用し、SNSやホームページで、積極的に、情報発信を  
おこな  
行います。

1	とりくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内 よう 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やくだ じょうほう たげんご か にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 また、さまざま しんせいしよ し ぎょうせいぶんしよ たげんご か 様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし い にほんご かつよう つく い日本語の活用により、作ります。		
2	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 1】 かつよう じょうほうはっしん SNSを活用した情報発信	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	かつよう ぎょうせいじょうほう せいかつ やくだ じょうほう はっしん SNSを活用し、行政情報や生活に役立つ情報などを発信します。		

3	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施	たんととうか 担当課	しみんせいかつか 市民生活課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん たいしょう しょうだん たげんご おこな 外国人市民を対象とした相談を、多言語で行います。	
4	とりにくみじぎょう 取組事業	たげんごほんやくき りょう 多言語翻訳機の利用	たんととうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	よう 容	たげんご まどぐちたいおう でき たげんごほんやくき りょう 多言語で窓口対応が出来るように、多言語翻訳機を利用します。	
5	とりにくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣	たんととうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん しないうきょうせつ てつづ とき つうやく 外国人市民が、市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳ボラン ティアを派遣します。	
6	とりにくみじぎょう 取組事業	にほんごけんしゅう やさしい日本語研修	たんととうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	ししょくいん たいしょう にほんご けんしゅう おこな 市職員を対象として、やさしい日本語の研修を行います。	
7	とりにくみじぎょう 取組事業	こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営	たんととうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんじんしみん たぶんかきょうせい りかい がいこくじんしみん ぎょうせいじょうほう 日本人市民が多文化共生について理解し、外国人市民が行政情報や せいかつ やくだ じょうほう え しみんそうご こうりゅう 生活に役立つ情報などを得たり、市民相互の交流をしたりする場とし て、国際交流ルームを運営します。	



きほんてき とりくみ  
基本的な取組②

にほんごきょういく すいしん  
日本語教育の推進

がいこくじんしみん ちいき あんしん く せいかつ ひつよう にほんご  
外国人市民が、地域で安心して暮らしていけるように、生活に必要な日本語  
さまざま ちしき にほん ぶんか まな にほんごきょうしつ かいさい にほんごきょういく  
や様々な知識、日本の文化などを学ぶ日本語教室を開催したり、日本語教育  
やくだ じょうほう ていきよう  
に役立つ情報を提供したりします。

こ にもんご りかい じゅうぶん ともだち  
子どもについても、日本語の理解が十分でないと、友達とのコミュニケーシ  
ョンがとれず孤立したり、授業が理解出来ず、学校生活に支障がでたりする可  
こりつ じゅぎょう りかい でき がっこうせいかつ ししょう か  
能性があるため、子どもの日本語教室を開催します。

しょうがっこう ちゅうがっこう にほんごきょういく でき こうし はげん にほんご  
また、小学校・中学校に日本語教育の出来る講師を派遣するなど、日本語  
きょういく すいしん ほか  
教育の推進を図っていきます。

8	とりくみじぎょう 取組事業	<p>じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 3】</p> <p>にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催</p>	たんとうか 担当課	<p>とうぶしみん 東部市民セン ター</p> <p>たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課</p>
	ない 内 よう 容	<p>にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしみん せいかつ ひつよう にほんご にほん 日本語の理解が十分でない外国人市民が、生活に必要な日本語や日本 ぶんか まな でき にほんごきょうしつ かいさい の文化などについて学ぶことが出来る日本語教室を開催します。</p>		
9	とりくみじぎょう 取組事業	<p>じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 4】</p> <p>こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催</p>	たんとうか 担当課	<p>たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課</p>
	ない 内 よう 容	<p>がいこく も こ せいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか 外国にルーツを持つ子どもが、生活に必要な日本語や日本の文化などを まな でき にほんごきょうしつ かいさい 学ぶことが出来る日本語教室を開催します。</p>		
10	とりくみじぎょう 取組事業	<p>にほんごきょういく かん じょうほうていきよう 日本語教育に関する情報提供</p>	たんとうか 担当課	<p>たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課</p>
	ない 内 よう 容	<p>がいこくじんしみん にほんごきょういく やくだ じょうほう しなひ にほんごきょういく じょうほう 外国人市民に、日本語教育に役立つ情報や市内の日本語教育の情報 ていきよう を提供します。</p>		

11	とりくみじぎょう 取組事業	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい 小学校や中学校、国際交流団体などとの れんけい 連携	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課 たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい にほんごきょうしつ じょう 小学校や中学校、国際交流団体などと連携して、日本語教室の情 ほう しゅうち ふきゅう つと 報などを、周知し普及に努めます。		
12	とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういくこうし はけん 日本語教育講師の派遣	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課
	ない 内 よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこく も こ ざいせき しょう 日本語の理解が十分でない外国にルーツを持つ子どもが在籍する小 がっこう ちゅうがっこう にほんごきょういく しどう でき こうし はけん 学校や中学校に、日本語教育の指導が出来る講師を派遣します。		
13	とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういくしどう かん しえん 日本語教育指導ボランティアに関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	にほんごきょういく しどう でき いくせい じょうほうていきょう 日本語教育の指導が出来るボランティアの育成について、情報提供 をしえん をするなどの支援をします。		

ほ しけんこうてちょう たげんごか  
母子健康手帳の多言語化

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしゅみん にん  
日本語の理解が十分でない外国人市民の妊  
ぶ たげんご つく ほ しけんこうてちょう わた  
婦に、多言語で作った「母子健康手帳」を渡  
しています。

ねん れいわ ねん がつついたちげんざい えいご ちゅう  
2023年(令和5年)4月1日現在、英語、中  
ごくご くにこ くにこ くにこ くにこ  
国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン  
ご くにこ くにこ くにこ くにこ  
語、タイ語、インドネシア語、韓国語、ベトナム  
ご くにこ くにこ くにこ  
語、ネパール語で対応しています。

とりくみじぎょう  
取組紹介



きほんもくひょう  
基本目標Ⅱ

あんしん く しえん  
安心して暮らすための支援

きほんてき とりくみ  
基本的な取組③

せいかつかんきょう せいび  
生活環境の整備

がいこくじんしみん ことば ぶんか ちが にほん さまざま せいど し  
外国人市民は、言葉や文化の違い、日本の様々な制度を知らないことなどから、  
ひつよう ぎょうせい  
必要な行政サービスを受けられないことがあります。

ぎょうせいじょうほう せいかつ ひつよう ちしき たげんごか にほんご  
そこで、行政情報や生活に必要な知識などを、多言語化・やさしい日本語の  
かつよう じょうほうていきょう  
活用により、情報提供します。

がいこくじんしみん こうきょうしせつ てつづ おこな とき つうやく はけん  
また、外国人市民が、公共施設で手続きを行う時に、通訳ボランティアを派遣  
したり、たげんごほんやくき りよう しえん  
多言語翻訳機を利用するなどして支援します。

ほか がいこくじんしみん さまざま ぎょうせい りようでき せいかつかんきょう  
その他、外国人市民が、様々な行政サービスを利用出来るように、生活環境  
ととの  
を整えます。

	とりくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんごか にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう さいけい の活用【NO.1再掲】	たんとうか 担当課	すべか 全ての課
14	ない 内 よう 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やくだ じょうほう たげんごか にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 さまざま しんせいしよ し ぎょうせいぶんしよ たげんごか また、様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし い日本語の活用により、作ります。		
15	とりくみじぎょう 取組事業	たげんご あんないばん こうきょう さくせい 多言語による案内板や公共サインの作成	たんとうか 担当課	そうむか 総務課 でさききかん 出先機関
	ない 内 よう 容	たげんご こうきょうしせつ あんないばん こうきょう つく 多言語で、公共施設の案内板や公共サインを作ります。		

16	とりにくみじぎょう 取組事業	せいかつ 生活オリエンテーションの実施	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	てんにゆう がいこくじんしみん かすがいし せいかつ き 転 入してきた外国人市民などに、春日井市での生活の決まりごとなど を、てび しよう せつめい を、手引きを使用して、説明します。	
17	とりにくみじぎょう 取組事業	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ 生活に必要な知識を身に付ける講座	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん む だ かた こうつうあんぜん ぼうはん ぼうさい にほん 外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本で の生活に必要な知識を身に付ける講座を開催します。	
18	とりにくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣 さいけい 【NO. 5再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん しなごうきようしせつ てつづ とき つうやく 外国人市民が、市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳ボランテ ィアを派遣します。	
19	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施 さいけい 【NO. 3再掲】	たんとうか 担当課	しみんせいかつか 市民生活課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん たいしよう そうだん たげんご おこな 外国人市民を対象とした相談を、多言語で行います。	
20	とりにくみじぎょう 取組事業	たげんごほんやくき りよう 多言語翻訳機の利用 さいけい 【NO. 4再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	よう 容	たげんご まどぐちたいおう で き たげんごほんやくき りよう 多言語で、窓口対応が出来るように、多言語翻訳機を利用します。	

21	とりにくみじぎょう 取組事業	みんせいいいん じどういいん しゆにんじどういいん れんけい 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	たんとうか 担当課	ふくせいさくか 福祉政策課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん ちいき こりつ し みんせいいいん れんけい しえん 外国人市民が地域で孤立しないように、市と民生委員が連携して、支援 します。	
22	とりにくみじぎょう 取組事業	じゅうたくかくほ しえん 住宅確保の支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	しえいじゅうたく けんえいじゅうたく ちんたいじゅうたく こうてき じゅうたく みんかん 市営住宅をはじめ県営住宅、UR賃貸住宅などの公的な住宅や民間 の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅などを、確保出来る環 境 をを整えます。	
23	とりにくみじぎょう 取組事業	いりょうつうやく りょうそくしん あいち医療通訳システムの利用促進	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	おお がいこくじんしみん いりょうつうやく りょうで き より多くの外国人市民が、あいち医療通訳システムを利用出来るよう に、制度を周知します。	
24	とりにくみじぎょう 取組事業	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく 119番通報に係る多言語電話通訳	たんとうか 担当課	つうしんしれいか 通信指令課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん ばんつうほう とき つう 日本語の理解が十分でない外国人から119番通報があった時に、通 報者、通信指令課、コールセンターの三者間通話で対応します。	
25	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこく も こ ほごしゃ こ 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の子 育て支援	たんとうか 担当課	こそだ すいしんか 子育て推進課
	ない 内	よう 容	がいこく も こ けんぜんいくせい ほごしゃ こそだ しえん と く 外国にルーツを持つ子どもの健全育成や保護者の子育て支援に取り組む 団体に対して、助成金を支給するなどの支援を行います。	

きほんてき とりくみ  
基本的な取組④

きょういুকかんきょう せいび  
教育環境の整備

がいこく も こ にほん がっこうせいかつ たいおう でき し  
外国にルーツを持つ子どもが、日本での学校生活に対応出来るように、市や  
しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい きょうりよく こ にほんご  
小学校・中学校、国際交流団体などが、連携・協力して、子どもの日本語  
きょうしつ かいさい ごかくしどう きょういুকかんきょう ととの  
教室の開催や、語学指導などの教育環境を整えます。

ほごしゃ にほんご りかい じゅうばん しょうがっこう ちゅうがっこう きょうせいじょう  
また、保護者の日本語の理解が十分でない、小学校・中学校からの行政情  
ほう がうまく つた きょういুক かん きょうせい う むずか  
報がうまく伝わらず、教育に関する行政サービスを受けることが難しくなるた  
め、多言語化・やさしい日本語の活用により、保護者へ情報提供します。

26	とりにくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんごか にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用 さいけい 【NO. 1再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内 よう 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やくだ じょうほう たげんごか にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 さまざま しんせいしよ し きょうせいぶんしよ たげんごか また、様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし い日本語の活用により、作ります。		
27	とりにくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 4】 こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催 さいけい 【NO. 9再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	がいこく も こ せいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか 外国にルーツを持つ子どもが、生活に必要な日本語や日本の文化など まな でき にほんごきょうしつ かいさい を学ぶことが出来る日本語教室を開催します。		

28	とりにくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういこうし はけん 日本語教育講師の派遣 【NO. 12再掲】	たんとうか 担当課	がっこうきょういこうか 学校教育課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこく も こ しょうがっこう 日本語の理解が十分でない外国にルーツを持つ子どもがいる小学校や ちゅうがっこう にほんごきょういこう しどう でき こうし はけん 中学校に、日本語教育の指導が出来る講師を派遣します。	
29	とりにくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣 【NO. 5再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしん しないうきょうしせつ てつづ とき つうやく 外国人市民が、市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳ボランテ ィアを派遣します。	
30	とりにくみじぎょう 取組事業	しんろしどう しゅうしょくしえん 進路指導・就職支援	たんとうか 担当課	がっこうきょういこうか 学校教育課
	ない 内	よう 容	がいこく も こ しんろしどう しゅうしょくしえん とき あいちけん 外国にルーツを持つ子どもの進路指導や就職支援の時に、愛知県の ごがくそうだんいん はけん 語学相談員を派遣します。	
31	とりにくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういこうしどう かん しえん 日本語教育指導ボランティアに関する支援 【NO. 13再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんごきょういこう しどう でき いくせい じょうほうていきょう 日本語教育の指導が出来るボランティアの育成について、情報提供 するなど支援します。	
32	とりにくみじぎょう 取組事業	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい 小学校や中学校、国際交流団体などとの れんけい 連携 【NO. 11再掲】	たんとうか 担当課	がっこうきょういこうか 学校教育課 たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい にほんごきょういこう じょう 小学校や中学校、国際交流団体などと連携して、日本語教室の情 ほう しょうち ふきゅう つと 報などを、周知し普及に努めます。	



きほんてき とりくみ  
基本的な取組⑤

さいがい そな たいせい  
災害に備える体制づくり

さいがい お とき がいこくじんしんみんみづか み まも で き たげんご  
災害が起きた時に、外国人市民自らが身を守ることが出来るように、多言語  
か にほんご かつよう がいこくじんしんみん さいがい ぼうさい たい じょうほう  
化・やさしい日本語の活用により、外国人市民に、災害や防災に対する情報や  
ちしき つた がいこくじんしんみんじしん ぼうさいいしき けいはつ ほか  
知識を伝え、外国人市民自身の防災意識の啓発を図ります。

ひさい がいこくじん しえん たいせい ととの  
また、被災した外国人を支援するための体制を整えます。

33	とりにくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用 【NO. 1再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	ぎょうせいじょうほう せいかつ やくだ じょうほう たげんご にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 また、さまざま しんせいしよ し ぎょうせいぶんしよ たげんご か 様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし にほんご かつよう つく い日本語の活用により、作ります。		
34	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじんじしんこうしゅうかい 外国人地震講習会	たんとうか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内	がいこくじんしんみん たいしやう じしん ぼうさい ちしき み つ で き 外国人市民を対象として、地震や防災の知識を身に付けることが出来 こうしゅうかい かいさい るように、講習会を開催します。		
35	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじん かさい かん こうぎ 外国人への火災に関する講義	たんとうか 担当課	よぼうか 予防課
	ない 内	がいこくじん こやう きぎやう いらい とき ばんつうほう しょきしやう 外国人を雇用する企業から依頼があった時に、119番通報や初期消 か ひなん ほうほう こうぎ おこな 火、避難などの方法について、講義を行います。		

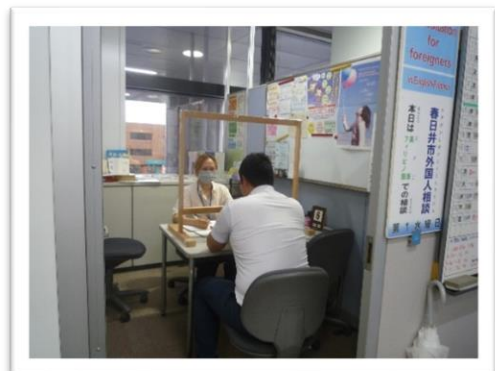


36	とりにくみじぎょう 取組事業	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうぎ 生活に必要な知識を身に付ける講座 【NO. 17再掲】	たんととうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	がいこくじんしみんむ 外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本 での生活に必要な知識を身に付ける講座を開催します。		
37	とりにくみじぎょう 取組事業	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会やボランティア団体との連携	たんととうか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内 よう 容	ひなんじょ 避難所などで、被災した外国人の受け入れが、円滑に出来るように、社 会福祉協議会やボランティア団体と連携して、災害ボランティアセン ターの設置や運営の訓練を行います。		
38	とりにくみじぎょう 取組事業	さいがいたげんごしえん 災害多言語支援センターの活用	たんととうか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内 よう 容	さいがい はっせい とき 災害が発生した時に、外国人市民に対する言語面での支援として、県 の災害多言語支援センターを活用します。		
39	とりにくみじぎょう 取組事業	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく 119番通報に係る多言語電話通訳 【NO. 24再掲】	たんととうか 担当課	つうしんしれいか 通信指令課
	ない 内 よう 容	にほんご りかい じゅうぶん 日本語の理解が十分でない外国人から119番通報があった時に、通 報者、通信指令課、コールセンターの三者間通話で対応します。		

とりにくみしょうかい  
取組紹介

がいこくじんそうだん じっし  
外国人相談の実施

がいこくじんしみん たいしょう ぎょうせい たい  
外国人市民を対象として、行政サービスに対  
する悩みや不安を少なくするために、英語、フ  
ィリピノ語、ポルトガル語、スペイン語で、相談  
を行っています。



きほんてき とりくみ ⑥ てきせい ろうどうかんきょう せいび  
基本的な取組⑥ 適正な労働環境の整備

がいこくじんろうどうしゃ こよう あんてい はたら ろうどうかんきょう とどの じぎょうしゃ  
外国人労働者の雇用の安定や働きやすい労働環境を整えるために、事業者  
さいようそうだん おこな  
からの採用相談を行います。

また、ハローワークや商工会議所などと連携をして、外国人労働者や事業者  
がいこくじん ろうどう かん じょうほう ていきょう  
に、外国人の労働に関する情報を、提供します。

40	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじんろうどうしゃ てきせいこよう しゅうち 外国人労働者の適正雇用の周知	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内 よう 容	がいこくじんろうどうしゃ てきせいこよう にほんしゃかい てきおう けんしょう 「外国人労働者の適正雇用と日本社会へ適応するための憲章」を、 しゅうち 周知します。		
41	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじんろうどうしゃ さいよう かん しえん 外国人労働者の採用に関する支援	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内 よう 容	がいこくじん さいよう けんとう じぎょうしゃ そうだん う せん 外国人の採用を検討している事業者の相談を受け、アドバイスや専 もん しえんきかん つな 門の支援機関に繋がります。		
42	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじん ろうどう かん じょうほう ていきょう 外国人の労働に関する情報の提供	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内 よう 容	がいこくじん ろうどう かん じょうほう がいこくじんろうどうしゃ じぎょうしゃ ていきょう 外国人の労働に関する情報を、外国人労働者や事業者に提供しま す。		

こくさいこうりゅう うんえい  
国際交流ルームの運営

がいこくじんしみん じょうほう え しみんそうご  
外国人市民が情報などを得たり、市民相互の  
こうりゅう ば しみんかつどうしえん  
交流をしたりする場として、市民活動支援セ  
ンターに、国際交流ルームを置いて、運営して  
います。



とりくみしょうかい  
取組紹介

きほんもくひょう  
**基本目標Ⅲ**

たぶんかきょうせい ちいき  
**多文化共生の地域づくり**

きほんてき とりくみ  
**基本的な取組⑦**

たぶんかきょうせい いしきけいはつ  
**多文化共生の意識啓発**

ひろ しみん たぶんかきょうせい いしき も で き たぶんかきょうせい  
広く市民が多文化共生の意識を持つことが出来るように、多文化共生や  
いぶんかこうりゅう たいけん こうざ かいさい  
異文化交流の体験イベントや講座を開催します。

がいこくじんしみん たい にほんご にほん ぶんか つた ことば ぶんか ちが  
外国人市民に対しては、日本語や日本の文化を伝えることで、言葉や文化の違  
こ そうごりかい すいしん はか  
いを超えた相互理解の推進を図ります。

また、やさしいにほんご ふきゅう かつよう つう しみんひとり ししよくいん たぶん  
かきょうせい まな きかい つく たぶんかきょうせい いしき こうじょう はか  
化共生について学ぶ機会を作り、多文化共生意識の向上を図ります。

43	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>じゅうてんてき おこな じぎょう <b>【重点的に行う事業 5】</b></p> <p>たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん 多文化共生や異文化交流の体験イベントの かいさい 開催</p>	たんとわか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	<p>がいこくじんしみん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん たぶんか 外国人市民や国際交流団体のネットワークが中心となって、多文化 きょうせい いぶんかこうりゅう たいけん で き かいさい 共生や異文化交流の体験が出来るイベントを開催します。</p>		
44	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>たぶんかきょうせいこうざ かいさい 多文化共生講座の開催</p>	たんとわか 担当課	いきがい すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	<p>だいがくれんけいこうざ しみんこうざ こくさいりかい がいこくぶんか かん 大学連携講座や市民講座などにおいて、国際理解や外国文化に関する こうざ かいさい 講座を開催します。</p>		

45	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>じゅうてんてき おこな じぎょう <b>(重点的に行う事業 3)</b></p> <p>にほん ごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催</p> <p>さいけい 【NO. 8再掲】</p>	たんととうか 担当課	<p>とうぶしみん 東部市民セン</p> <p>ター</p> <p>たようせいしゃかい 多様性社会</p> <p>すいしんか 推進課</p>
	ない 内	よう 容	<p>にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしみん せいかつ ひつよう にほんご にほん 日本語の理解が十分でない外国人市民が、生活に必要な日本語や日本 ぶんか まな でき にほんごきょうしつ かいさい の文化について学ぶことが出来る日本語教室を開催します。</p>	
46	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>にほんご ふきゅう かつよう やさしい日本語の普及・活用</p>	たんととうか 担当課	<p>たようせいしゃかい 多様性社会</p> <p>すいしんか 推進課</p>
	ない 内	よう 容	<p>がいこくじんしみん にほんご せいくしん にほん 外国人市民との日本語でのコミュニケーションを促進するため、日本 ご じゅうぶん りかい がいこくじんしみん わ に 語が十分に理解できない外国人市民でも、分かりやすいやさしい日 ほんご ふきゅう かつよう つと 本語の普及・活用に努めます。</p>	
47	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>にほんご けんしゅう やさしい日本語研修</p> <p>さいけい 【NO. 6再掲】</p>	たんととうか 担当課	<p>たようせいしゃかい 多様性社会</p> <p>すいしんか 推進課</p>
	ない 内	よう 容	<p>ししょくいん たいしゅう にほんご けんしゅう おこな 市職員を対象とした、やさしい日本語の研修を行います。</p>	
48	とりにくみじぎょう 取組事業	<p>こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営</p> <p>さいけい 【NO. 7再掲】</p>	たんととうか 担当課	<p>たようせいしゃかい 多様性社会</p> <p>すいしんか 推進課</p>
	ない 内	よう 容	<p>にほんじんしみん たぶん かきょうせい りかい がいこくじんしみん ぎょうせいじょうほう 日本人市民が多文化共生について理解し、外国人市民が行政情報や せいかつ やくだ じょうほう え しみんそうご こうりゅう ば 生活に役立つ情報などを得たり、市民相互の交流をしたりする場と して、国際交流ルームを運営します。</p>	

49	とりくみじぎょう 取組事業	しまいと し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進	たんとくか 担当課	きかくせいさくか 企画政策課
	ない 内	よ 容	しみん こくさいかんかく こくさいりかい ふか 市民の国際感覚・国際理解を深めるために、しまいと し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流を促進しま す。	
50	とりくみじぎょう 取組事業	こくさいこうりゅうだんたいかつどう しえん 国際交流団体活動への支援	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よ 容	しな い かつどう こくさいこうりゅうだんたい おこな たぶんかきょうせい いばんかこうりゅう かん 市内で活動する国際交流団体が 行う多文化共生や異文化交流に関 するイベントなどについて、しえん 支援をします。	



たぶんかきょうせい いばんかこうりゅう たいけん  
多文化共生や異文化交流の体験イベント

がいこくじんしみん こくさいこうりゅうだんたい  
外国人市民や国際交流団体のネットワーク  
が中心となって、たぶんかきょうせい いばんか  
多文化共生や異文化  
こうりゅう たいけん でき  
交流の体験が出来るイベントを開催してい  
ます。



**Labour Consultation for Foreign Workers in English**

We provide consultation services on working condition(wages, dismissal, annual paid leave and others)in English.  
As for Social Insurance, please consult Japan Pension Service Branch Office.  
As for Tax, please consult Tax Office.  
As for residence status, please contact Immigration Bureau.

Aichi Labour Bureau  
Labour Standards Department  
Inspection Division  
Nagoya Godo Chousha2 2F  
2-5-1 Sarenana Naka-ku  
Nagoya 460-8507  
Phone:052-972-0203

Tuesday and Thursday for English  
Tuesday-Friday for Portuguese  
9:30 a. m. ~4:00 p. m.  
(except noon-1:00p. m.)  
Please note that the day may be changed and confirm the above office before a sitting.

And The Ministry of Health, Labour and Welfare has launched a "Telephone Consultation Service for Foreign Workers" in response to requests for consultation from foreign workers in Japan. It is available in six languages(English, Chinese, Portuguese, Spanish, Tagalog and Vietnamese).  
The service will address problems with respect to work conditions by explaining laws and making referrals to concerned organizations.

Language	Days available	Hours	Telephone No. (Int.)
English	Mon to Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700
Chinese	Mon to Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700
Portuguese	Mon to Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700
Spanish	Mon to Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700
Tagalog	Tue & Wed	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700
Vietnamese	Wed & Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-001700

01 Excluding public holidays and December 29 to January 3  
02 Callers will be responsible for applicable telephone charges.

がいこくじん ろうどう かん じょうほうていきょう  
外国人の労働に関する情報提供

がいこくじん ろうどう かん じょうほう がいこくじんろうどうしゃ  
外国人の労働に関する情報を外国人労働者や  
じぎょうしゃ ていきょう  
事業者に提供しています。

がいこくじんろうどうしゃそうだん あいちろうどうきょく およ がいこくじんろうどうしゃむ  
(外国人労働者相談コーナー(愛知労働局)及び外国人労働者向  
け相談ダイヤル(厚生労働省)を案内する英語版のチラシ)

きほんてき とりくみ  
基本的な取組⑧

がいこくじんしみん しゃかいさんかくしえん  
外国人市民の社会参画支援

がいこくじんしみん ちいししゃかい つな かつやく かんきょう すす たげん  
外国人市民が、地域社会と繋がり活躍できる環境づくりを進めるため、多言  
ご にほんご ちょうないかいかつどう ちいき たぶん かきょうせい いぶん かこうりゅう  
語・やさしい日本語で、町内会活動や地域の多文化共生や異文化交流のイベ  
し じょうほう ていきょう  
ントのお知らせなどの情報を提供します。

たぶん かきょうせい いぶん かこうりゅう こくさいこうりゅう うんえい  
また、多文化共生や異文化交流のイベント、国際交流ルームの運営など、  
がいこくじんしみん かつやく きかい ていきょう  
外国人市民が活躍できる機会を提供します。

51	とりくみじぎょう 取組事業	ちょうないかいかつどう りかいそくしん 町内会活動などの理解促進	たんとうか 担当課	しみんせいかつか 市民生活課
	ない 内 容	がいこくじんしみん たげんご にほんご ちょうないかい かん じょうほう 外国人市民に、多言語・やさしい日本語で、町内会などに関する情報 ていきょう ちょうないかいかつどう りかい そくしん を提供し、町内会活動への理解を促進します。		
52	とりくみじぎょう 取組事業	ちいき たぶん かきょうせい かん しえん 地域の多文化共生に関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	く ちょうないかい じちかい おこな し ほん 区・町内会・自治会などが行うイベントのチラシやお知らせなどを翻 やく じょうほう たげんご にほんご かつよう てい 訳したり、イベントの情報を、多言語・やさしい日本語を活用し、提 きょう 供します。		
53	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう <b>(重点的に行う事業 5)</b> たぶん かきょうせい いぶん かこうりゅう たいけん 多文化共生や異文化交流の体験イベントの かいさい 開催	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	がいこくじんしみん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん たぶんか 外国人市民や国際交流団体のネットワークが中心となって、多文化 きょうせい いぶん かこうりゅう たいけん でき かいさい 共生や異文化交流の体験が出来るイベントを開催します。		



54	とりくみじぎょう 取組事業	こくさいこうりゅう 国際交 流ルームでの外国人の登用	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	こくさいこうりゅう 国際交 流ルームの運営に、積極 的に外国人を登用します。		
55	とりくみじぎょう 取組事業	つうやく 通訳ボランティアへの外国人の登録	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	がいこくじん 外国人を、積極 的に通訳ボランティアとして登録します。		

とりくみじぎょう  
取組紹介

せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ  
生活に必要な知識を身に付ける講座

がいこくじんしみんむ  
外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本での生活に  
ひつよう ちしき み つ こうざ かいさい  
必要な知識を身に付ける講座を開催しています。



きほんてき とりくみ  
基本的な取組⑨

ちいきかっせいか すいしん か たいおう  
地域活性化の推進やグローバル化への対応

がいこくじんしみん がいこくじんどくじ してん のうりよく い ちいき しゅたいてき かつどうで  
外国人市民が、外国人独自の視点や能力を活かして、地域で主体的に活動出  
き 来るように、外国人市民のキーパーソンとなる人の発掘や育成を行います。

こくさいこうりゅうだんたい がいこくじん れんけい きょうどう ちいき かつ  
また、国際交流団体や外国人コミュニティなどと連携・協働し、地域の活  
せい か 性化やグローバル化に繋がる取組を進めます。

56	とりくみじぎょう 取組事業	たぶん かきょうせい はくくつ かつよう 多文化共生キーパーソンの発掘・活用	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	ちいき がいこくじんしみん はくくつ かつよう 地域における外国人市民のキーパーソンを、発掘・活用します。		
57	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじんしみん いけん しせい はんえい しく 外国人市民の意見を市政に反映させる仕組み づくり	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	こくさいこうりゅうだんたい がいこくじん いけんこうかん ふぞくきかん 国際交流団体や外国人コミュニティと意見交換をしたり、附属機関の いいん にんめい がいこくじんしみん いけん しせい はんえい 委員に任命したりするなどして、外国人市民の意見を、市政に反映出 き 来る体制づくりを進めます。		
58	とりくみじぎょう 取組事業	しまいと し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進 【NO.49再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	しみん こくさいかんかく こくさいりかい ふか 市民の国際感覚・国際理解を深めるために、姉妹都市交流を促進しま す。		
59	とりくみじぎょう 取組事業	りゅうがくせい しゅうしょく かん しえん 留学生の就職に関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	にほん しゅうしょく きぼう りゅうがくせい りゅうがくせいむ しゅうしょく 日本での就職を希望する留学生に、留学生向けの就職イベント などの情報を提供します。		



とりくみいちらん  
取組一覧

じゅうてんてき おこな じぎょう  
◎は、重点的に行う事業

きほんもくひょう  
基本目標Ⅰ コミュニケーションの支援

きほんてき とりくみ たげんご にほんご じょうほうていきょう 基本的な取組① 多言語・やさしい日本語での情報提供	
1	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご かつよう 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用
◎ 2	かつよう じょうほうはっしん SNSを活用した情報発信
3	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施
4	たげんごほんやくき りよう 多言語翻訳機の利用
◎ 5	つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣
6	にほんごけんしゅう やさしい日本語研修
7	こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営
きほんてき とりくみ にほんごきょういく すいしん 基本的な取組② 日本語教育の推進	
◎ 8	にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催
◎ 9	こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催
10	にほんごきょういく かん じょうほうていきょう 日本語教育に関する情報提供
11	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい 小学校や中学校、国際交流団体などとの連携
12	にほんごきょういくこうし はけん 日本語教育講師の派遣
13	にほんごきょういくしどう かん しえん 日本語教育指導ボランティアに関する支援

きほんもくひょう あんしん く しえん  
基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援

きほんてき とりくみ せいかつかんきょう せいび 基本的な取組③ 生活環境の整備	
14	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
15	たげんご あんないばん こうきょう さくせい 多言語による案内板や公共サインの作成

16	せいかつ 生活オリエンテーションの実施
17	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ 生活に必要な知識を身に付ける講座
◎ 18	つうやく はげん さいけい 通訳ボランティア派遣 【NO. 5再掲】
19	がいこくじんそうだん じっし さいけい 外国人相談の実施 【NO. 3再掲】
20	たげんごほんやくき りよう さいけい 多言語翻訳機の利用 【NO. 4再掲】
21	みんせいいいん じどういいん しゆにんじどういいん れんけい 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
22	じゅうたくかくほ しえん 住宅確保の支援
23	いりょうつうやく りようそくしん あいち医療通訳システムの利用促進
24	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく 119番通報に係る多言語電話通訳
25	がいこく も こ ほごしゃ こそだ しえん 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の子育て支援
<p>きほんてき とりくみ きょういくかんきょう せいび 基本的な取組④ 教育環境の整備</p>	
26	ぎょうせいじょうほう たげんごか にほんご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
27	こ にほんごきょうしつ かいさい さいけい 子どもの日本語教室の開催 【NO. 9再掲】
28	にほんごきょういくこうし はげん さいけい 日本語教育講師の派遣 【NO. 12再掲】
29	つうやく はげん さいけい 通訳ボランティアの派遣 【NO. 5再掲】
30	しんろしどう しゅうしよくしえん 進路指導・就職支援
31	にほんごきょういくしどう かん しえん さいけい 日本語教育指導ボランティアに関する支援 【NO. 13再掲】
32	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい さいけい 小学校や中学校、国際交流団体などとの連携 【NO. 11再掲】
<p>きほんてき とりくみ さいがい そな たいせい 基本的な取組⑤ 災害に備える体制づくり</p>	
33	ぎょうせいじょうほう たげんごか にほんご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
34	がいこくじんじしんこうしゅうかい 外国人地震講習会
35	がいこくじん かさい かん こうぎ 外国人への火災に関する講義
36	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ さいけい 生活に必要な知識を身に付ける講座 【NO. 17再掲】

37	しゃかいふくしきょうぎかい だんたい れんけい 社会福祉協議会やボランティア団体との連携
38	さいがいたげんごしえん かつよう 災害多言語支援センターの活用
39	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく さいけい 119番通報に係る多言語電話通訳 【NO. 24再掲】
<b>基本的な取組⑥ 適正な労働環境の整備</b>	
40	がいこくじんろうどうしゃ てきせいこよう しゅうち 外国人労働者の適正雇用の周知
41	がいこくじんろうどうしゃ さいよう かん しえん 外国人労働者の採用に関する支援
42	がいこくじん ろうどう かん じょうほう ていきょう 外国人の労働に関する情報の提供

きほんもくひょう たぶんかきょうせい ちいき  
**基本目標Ⅲ 多文化共生の地域づくり**

<b>基本的な取組⑦ 多文化共生の意識啓発</b>	
◎ 43	たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん かいさい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催
44	たぶんかきょうせいこうざ かいさい 多文化共生講座の開催
◎ 45	にほんごきょうしつ かいさい さいけい 日本語教室の開催 【NO. 8再掲】
46	にほんご ふきゅう かつよう やさしい日本語の普及・活用
47	にほんごけんしゅう さいけい やさしい日本語研修 【NO. 6再掲】
48	こくさいこうりゅう うんえい さいけい 国際交流ルームの運営 【NO. 7再掲】
49	しまいとしこうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進
50	こくさいこうりゅうだんたいかつどう しえん 国際交流団体活動への支援
<b>基本的な取組⑧ 外国人市民の社会参画支援</b>	
51	ちょうないかいかつどう りかいそくしん 町内会活動などの理解促進
52	ちいき たぶんかきょうせい かん しえん 地域の多文化共生に関する支援
◎ 53	たぶんかきょうせい いぶんかこうりゅう たいけん かいさい さいけい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催 【NO. 43再掲】
54	こくさいこうりゅう がいこくじん とうよう 国際交流ルームでの外国人の登用

55	つうやく 通訳ボランティアへの外国人の登録
きほんてき とりくみ ちいきかつせいか すいしん か たいおう <b>基本的な取組⑨ 地域活性化の推進やグローバル化への対応</b>	
56	たぶんかきょうせい はつくつ かつよう 多文化共生キーパーソンの発掘・活用
57	がいこくじんしみん いけん しせい はんえい しく 外国人市民の意見を市政に反映させる仕組みづくり
58	しまいと しこうりゅう そくしん さいけい 姉妹都市交流の促進 【NO.49再掲】
59	りゅうがくせい しゅうしょく かん しえん 留学生の就職に関する支援



とりくみしょうかい  
**取組紹介**

たげんごほんやくき りょう  
多言語翻訳機の利用

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん  
日本語の理解が十分でない外国人

しみん たげんご まどぐちたいおう でき  
市民と、多言語で、窓口対応が出来る

たげんごほんやくき せっち  
ように、多言語翻訳機を設置します。



しまいと しこうりゅう そくしん  
姉妹都市交流の促進

ねん しょうわ ねん  
1981年(昭和56年)から、カナダ・ケ

し しまいと していけい むす ぎょう  
ローナ市と姉妹都市提携を結び、行

せい おお しみん さまざま  
政のみならず、多くの市民や様々な

だんたい みな こうりゅう  
団体の皆さんが交流をしています。



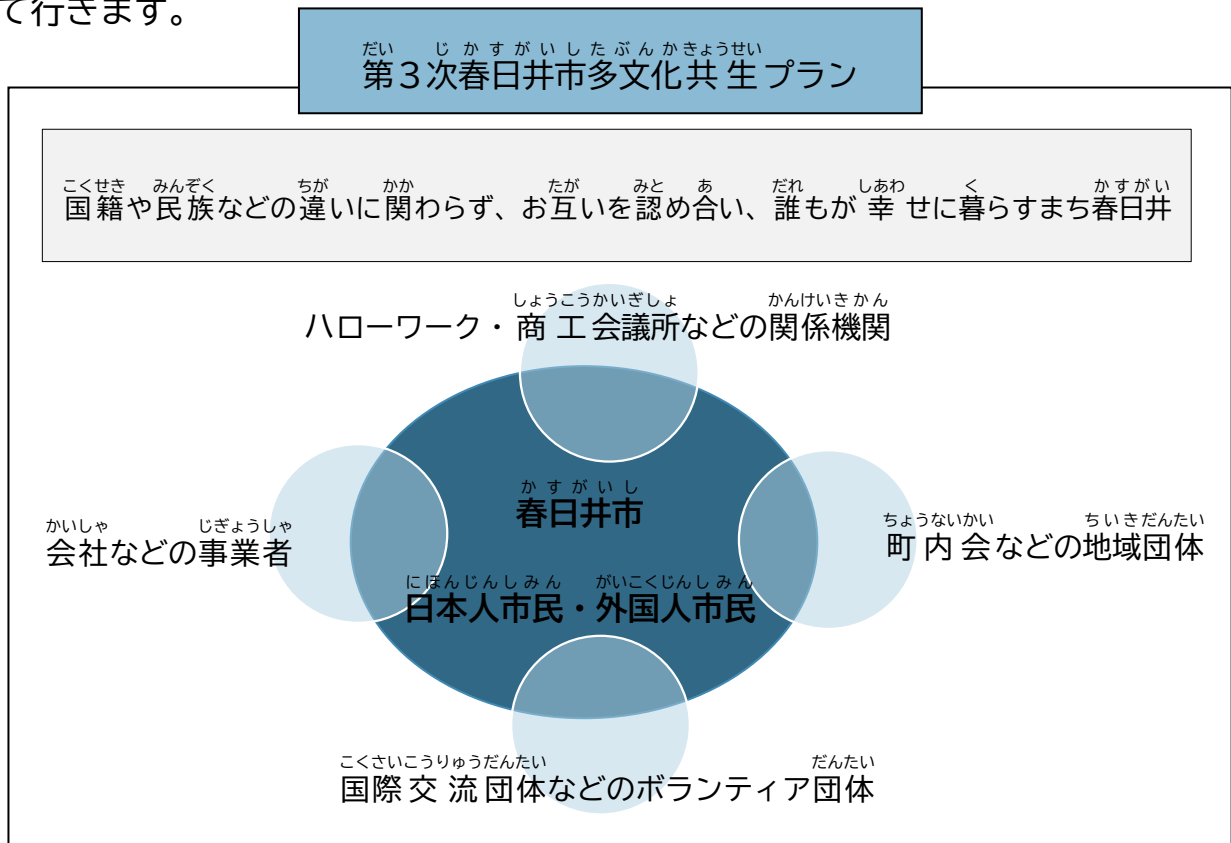

# 第5章 プランの推進

## 1 プランの推進体制

このプランで行うことはさまざまな分野にまたがるため、推進体制の整備や関係機関との連携が必要となります。

このプランを進めていくには、春日井市だけでなく、市民、地域団体、ボランティア団体、事業者、関係機関などと連携し、協力することが必要です。

そのために、お互いがそれぞれ役割を理解し、情報を共有しながら、一緒に進めて行きます。



## 2 プランの進行管理

このプランについては、年度ごとに行ったことを調査して、「春日井市多文化共生審議会」に報告し、市民に公表します。

しりょうへん  
資料編

1 さくていけいか  
策定経過

ねん がつ び 年 月 日	ない よう 内 容
<p>ねん がつ にち 2023年6月16日</p>	<p>だい かい か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ かい 第1回春日井市多文化共生審議会</p> <p>か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ かい 春日井市多文化共生審議会について</p> <p>だい じ か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い い か だい じ 第3次春日井市多文化共生プラン（以下、「第3次プ ラン」という。）<small>さくていほうしん</small>策定方針について</p>
<p>が づ か 8月24日</p>	<p>だい かい か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ かい 第2回春日井市多文化共生審議会</p> <p>だい じ こ っ し あ ん 第3次プラン骨子（案）について</p>
<p>が づ か 10月5日</p>	<p>だい かい か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ かい 第3回春日井市多文化共生審議会</p> <p>だい じ ち ゅ う か ん あ ん 第3次プラン中間（案）について</p>
<p>が づ に ち 11月11日</p>	<p>し み ん い け ん こ う ぼ じ っ し 市民意見公募（パブリックコメント）の実施</p>
<p>が づ に ち 12月27日</p>	<p>だい かい か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ かい 第4回春日井市多文化共生審議会</p> <p>し み ん い け ん こ う ぼ け っ か 市民意見公募（パブリックコメント）結果について</p> <p>だい じ あ ん 第3次プラン（案）について</p> <p>と う し ん し ょ あ ん 答申書（案）について</p> <p>だい じ さくてい む と う し ん 第3次プラン策定に向けての答申</p>

2 春日井市多文化共生審議会委員名簿

けいしょうりやく ごじゅうおんじゅん  
(敬称略・五十音順)

く ぶん 区 分	し めい 氏 名	しょぞく しょくめいとう 所属・職名等
かいちょう 会長	こんどう あつし 近藤 敦	めいじょうだいがくほうがく ぶきょうじゅ 名城大学法学部教授
ふくかいちょう 副会長	いとう まさあき 伊藤 正晃	ちゅうぶだいがくこくさいかんけいがく ぶこくさいがっかこうし 中部大学国際関係学部国際学科講師
いいん 委員	かん えいけい 韓 栄慧	こうほいいん 公募委員
	ごとう かずあき 後藤 一明	かすがいし れんらくきょうぎかいかいちょう 春日井市ボランティア連絡協議会会長
	しばた たえこ 柴田 多恵子	かすがいこくさいこうりゅうかい かいちょう 春日井国際交流会・K I F 会長
	ズオン ティ ヴィナ	ちゅうぶだいがくりゅうがくせい 中部大学留学生
	すずき としみつ 鈴木 俊光	かすがいしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい ちくみんせい 春日井市民生委員児童委員協議会地区民生 委員児童委員協議会 会長
	すずき ゆうせつ 鈴木 夕雪	かすがいしょうこうかいぎしよじ むきよくちょう 春日井商工会議所事務局 長
	すわ あきこ 諏訪 暁子	こうほいいん 公募委員
	にしほり あけみ 西堀 明美	こうほいいん 公募委員
にむら みどり 二村 みどり	がいこくじん かすがいかいちょう 外国人サポート春日井会長	



### 3 かすがいしたぶんかきょうせいしんぎかいきそく 春日井市多文化共生審議会規則

へいせい ねん がつ にち きそくだい ごう  
平成30年3月16日 規則第14号

#### しゆし (趣旨)

だい じょう きそく かすがいしふぞくきかんせつちじょうれい へいせい ねんかすがいしじょうれいだい ごう だい じょう  
第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の  
きてい もと かすがいしたぶんかきょうせいしんぎかい い か しんぎかい そしきおよ うんえい  
規定に基づき、春日井市多文化共生審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営につい  
ひつよう じこう さだ  
て必要な事項を定めるものとする。

#### いいん (委員)

だい じょう いいん つぎ かか もの しちょう いしよく  
第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) がくしきけいけん ゆう もの  
学識経験を有する者
- (2) こくさいこうりゅうだんたいかんけいしゃ  
国際交流団体関係者
- (3) こうぼ しみん  
公募による市民
- (4) ぜん ごう かか もの しちょう ひつよう みと もの  
前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### にんき (任期)

だい じょう いいん にんき ねん さいにん さまた  
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 ほけついいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん  
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

だい じょう しんぎかい かいちょうおよ ふくかいちょう お いいん ごせん さだ  
第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 かいちょう かいむ そうり  
会長は、会務を総理する。

3 ふくかいちょう かいちょう ほ さ かいちょう じ こ また かいちょう か しよく  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職  
む だいら  
務を代理する。

かいぎ  
(会議)

だい じょう しんぎかい かいぎ かいちょう しょうしゅう かいちょう かいぎ ぎちょう  
第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 しんぎかい いいん はんすういじょう しゅつせき かいぎ ひら  
審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 しんぎかい かいぎ ぎじ しゅつせきいいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちょう けつ  
審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す  
るところによる。

かんけいしゃ しゅつせき  
(関係者の出席)

だい じょう しんぎかい ひつよう みと しんぎかい かいぎ かんけいしゃ しゅつせき もと  
第6条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その  
せつめいまた いけん き  
説明又は意見を聞くことができる。

しょむ  
(庶務)

だい じょう しんぎかい しょむ しみんせいかつぶしみんかつどうしえん じょうり  
第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動支援センターにおいて処理する。

いにん  
(委任)

だい じょう きそく さだ ひつよう じこう かいちょう しんぎかい はか さだ  
第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 4 用語解説（五十音順）

このプランに書いてある言葉の説明をしています。

[あ]

### ICT（Information and Communication Technology）

情報や通信に関する技術のこと。

### あいち医療通訳システム

愛知県に住んでいる外国人が安心して医療などを受けられるよう、病院などの依頼に応じて医療通訳者の派遣、電話通訳、文書翻訳をするサービス。

### 永住者

法務大臣が永住を認めた在留期間を制限されることなく日本に在留できる者。

### 永住者の配偶者等

永住者または特別永住者の配偶者や永住者などの子として日本で生まれ、その後引き続きに日本に在留している者。

### SNS（Social Networking Service）

携帯電話、パソコンなどからインターネットを通じて、世界中の様々な人との交流や、情報を発信できるサービス。

### NPO（Non-Profit Organization）

営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう民間非営利組織。

### オリエンテーション

理解を深めて適応するための説明会。

[か]

## 外国人労働者の適正雇用と日本社会へ適応するための憲章

外国人労働者の適正雇用に関し、経済界や企業で取り組み外国人労働者が日本社会へ適応し、地域住民と共生できるような環境整備にも自主的に取り組むことができるきっかけとなるように、東海三県で作ったもの。

## 春日井市多文化共生審議会

春日井市附属機関設置条例により作られた、多文化共生に関する審議を行う機関。

## 家族滞在

一定の在留資格をもつ外国人の扶養家族を受け入れるために、作られたもの。その扶養者である配偶者や親が日本に在留する間に限り、日本に在留することができる。

## キーパーソン

団体や人間関係などにおいて、特に大きな影響を与える人。

## 技能実習生

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能などを習得する者。

## グローバル化

社会的あるいは経済的な影響が、国や地域などを越えて地球規模に広がり色々な変化をもたらす現象。

【さ】

ぶんかこうりゅう しんぜん もくてき とし とし むす かすがいし  
文化交流や親善を目的とした都市と都市との結びつきのこと。春日井市は  
カナダのケローナ市と姉妹都市提携をしています。

### しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

ちいきふくし すいしん もくてき ちいき じゅうみん ふくしかつどうだんたい さんか  
地域福祉の推進を目的として、地域の住民や福祉活動団体などの参加によ  
つてつくられた民間の団体。

### じゅうみんきほんだいちょう 住民基本台帳

しめい せいねんがっぴ せいべつ じゅうしょ か  
氏名、生年月日、性別、住所などが書かれたもの。

### しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう 出入国管理及び難民認定法

しゅつにゆうこく かんり ほか なんみん にんていてつづ もくてき ほうりつ  
出入国の管理を図るとともに、難民の認定手続きを目的とした法律。

[た]

### だい じ たぶんかきょうせいすいしん 第4次あいち多文化共生推進プラン

2022年（令和4年）に愛知県が多文化共生に関して、一層の推進を図  
るために作ったプラン。

### だいろくじかすがいしそごうけいかく 第六次春日井市総合計画

2018年（平成30年）2月に春日井市が作り、2023年（令和5  
年）3月に見直しをした春日井市のまちづくりの基本となる計画。

### ちいき たぶんかきょうせいすいしん 地域における多文化共生推進プラン

2020年（令和2年）に総務省が作った、地域における多文化共生に対  
する基本的な計画。

### ていじゅうしゃ 定住者

ほうむだいじん こじん たい とくべつ りゆう かんが いったい ざいりゅうきかん してい  
法務大臣が個人に対して特別な理由を考えて、一定の在留期間を指定し  
きょじゅう みと もの  
居住を認める者。

## とくていぎのう ごう 特定技能1号

とくていさんぎょうばんや かん とうとうていど ちしき けいけん ひつよう ぎのう も がいこくじん  
特定産業分野に関して、相当程度の知識や経験が必要な技能を持つ外国人  
む ざいりゅうしかく  
向けの在留資格。

## とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者

にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだつ もの しゅつにゆうこくかんり  
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理  
かん とくれいほう き へいわじょうやくこくせきりだつしゃ へいわじょうやくこくせきりだつしゃ し  
に関する特例法で決められた平和条約国籍離脱者や平和条約国籍離脱者の子  
そん  
孫。

[な]

## にほんごぎょういく すいしん かか ほうりつ 日本語教育の推進に関わる法律

にほんごぎょういく すいしん にほん す がいこくじん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ えんかつ  
日本語教育の推進が、日本に住む外国人が日常生活や社会生活を円滑に  
いとな かんきょう せいび やくだ がいこく こうりゅう そくしん ゆう  
営むことができる環境の整備に役立つとともに、外国との交流の促進や友  
こうかんけい いじ はってん ちから もくてき  
好関係の維持・発展の力になることを目的としている。

## にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等

にほんじん はいぐうしゃ みんぽう めいじ ねんほうりつだい ごう だい じょう に き  
日本人の配偶者や民法（明治29年法律第89号）第817条の二の決まりによ  
とくべつようし にほんじん こ う まれたもの  
る特別養子や日本人の子として生まれた者。

[は]

## ほ し けんこうてちょう 母子健康手帳

いっばんてき ほ し てちょう よ にんしん しゅつさん じょうきょう しょうがっこうにゆうがくまえ  
一般的には「母子手帳」と呼ばれ、妊娠や出産の状況、小学校入学前ま  
こ けんこうじょうたい はついく よぼうせつしゅ きろく  
での子どもの健康状態、発育、予防接種などの記録をしているもの。

[ま]

## みんせいいいん じどういいん しゅにんじどういいん 民生委員・児童委員、主任児童委員

みんせいいいんほう ちいきじゅうみん かん そうだん ひつよう えんじょ ぎょうせいきかん  
民生委員法により、地域住民に関する相談、必要な援助、行政機関への

きょうりょく おこな ひと  
協力を行う人のこと。また、特に児童や妊産婦に関することを専門に担当  
する人を主任児童委員という。

[や]

やさしい日本語

ふだんつか ことば がいこくじん わ い かんたん にほん  
普段使われている言葉を外国人にも分かるように、言いかえた簡単な日本語。



